

別表六の二(六)
「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連 事 年	結 業 度	・ ・ ・ ・	法人名	
試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(六)付表「1」 の合計)	1	円	平均売上金額の10% 超過税額控除割合 $(14 - \frac{10}{100}) \times 0.2$	15
				円

「21」欄

試験研究費の増加額に係る税額控除※1又は平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除※2を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の9第4項第1号」※1又は「第68条の9第4項第2号」※2
② 「区分番号」欄：「10469」※1又は「10011」※2
③ 「適用額」欄：「21」欄の金額

※1 第68条の9第4項第1号(区分番号：「10469」)

増加試験研究費の額が比較試験研究費の額の5%に相当する金額を超え、かつ、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額が基準試験研究費の額を超える場合

※2 第68条の9第4項第2号(区分番号：「10011」)

当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額が平均売上金額の10%に相当する金額を超える場合

の 増 加 額 に 係 る 税 額 控 除	試験研究費の増加額に係る税額控除割合	(5) ≥ 30 % の 場 合	6	0.3	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(二十二)「13の②」)	20			
		(5) < 30 % の 場 合 (5)	7		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (19)－(20)	21			
	試験研究費の増加額に係る税額控除限度額 (4)×((6)又は(7)) ((4)≦((3)× $\frac{5}{100}$)の場合は0)		8	円	基 準 試 験 研 究 費 の 額 の 計 算 に 関 す る 明 細				
	当 期 税 額 基 準 額 (2)× $\frac{10}{100}$		9		前 二 年 以 内 に 開 始 し た 連 結 親 法 人 事 業 年 度 の 試 験 研 究 費 の 額 の 合 計 額 を 計 算 す る 場 合	連 結 親 法 人 事 業 年 度	試 験 研 究 費 の 額 の 合 計 額	当 該 連 結 親 法 人 事 業 年 度 の 月 数 (22)の連結親法人 事業年度の月数	改 定 試 験 研 究 費 の 額 の 合 計 額 (23)×(24)
			22			23	24	25	
			平 平			・ ・	円	――	円
			平 平	・ ・			――		
平 均 売 上 金 額 の 10 % 相 当 額 を 超 え る 試 験 研 究 費 の 額 に 係 る 税 額 控 除	平 均 売 上 金 額 の 合 計 額 (各連結法人の別表六の二(七)「5」 の合計)		11		平 平	・ ・		――	
	平 均 売 上 金 額 の 10 % 相 当 額 (11)× $\frac{10}{100}$		12		平 平	・ ・		――	
	平 均 売 上 金 額 の 10 % 相 当 額 を 超 え る 試 験 研 究 費 の 額 (1)－(12)		13		基 準 試 験 研 究 費 の 額 (25)の金額のうち最も多い金額)			26	円
	試 験 研 究 費 割 合 $\frac{(1)}{(11)}$		14		連 結 親 法 人 の 前 連 結 事 業 年 度 が な い 場 合	基 準 試 験 研 究 費 の 額 (各連結法人の前事業年度又は他 の前連結事業年度の月数調整後の 試験研究費の額の合計額)			27

別表六の二(六)
平二十七・四・一以後終了連結事業年度分